

平成 30 年度 第 2 回 金沢市歴史まちづくり協議会

日 時：平成 31 年 2 月 22 日（金） 13:30～14:15

会 場：金沢市役所 7 階 第 1 委員会室

出席委員：山崎（達）会長、宇佐美委員、川崎委員、馬場先委員、山崎（幹）委員、
鈴見委員（代理：前田委員）、浜田委員（代理：森委員）、
田村委員（代理：安委員）、嶋浦委員、山田委員、磯部委員

事務局：歴史都市推進課 高木課長、石浦町家保全活用室長、
福塚係長、石田主査、泉主査、大字主任技師

関係課：文化財保護課 楠埋蔵文化財センター所長
誘客推進室 小原室長
景観政策課 松矢課長
無電柱化推進室 木谷室長

- 1 開会
- 2 歴史都市推進課長あいさつ
- 3 議事
- 4 閉会

議事

1) 金沢市歴史的風致維持向上計画における事業の進捗状況について … (資料 1)

～事務局より説明～

一同、承認

2) 金沢市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）変更（案）について … (資料 2)

～事務局より説明～

(川崎委員)

歴史的風致形成建造物に指定した際に、所有者に制約が生じるのか。数件の同意が得られなかったということは、何らかの要因で指定を断ったということなのか。

(事務局)

指定に伴う所有者の制約としては、歴史まちづくり法に基づき増築等に係る事前の届出が必要となるが、基本的には今回指定の対象としている建造物は、市指定文化財等で

すでに別の価値付けがなされており、その場合は、そちらの制約を尊重するため、新たな制約は受けない。

今回、指定に至らなかった物件は、所有者が複数であったり相続の問題等が整理されていないものである。指定については前向きであるため、今後時間をかけて指定を行っていきたい。

(川崎委員)

指定を行うと、修理等の際に国からの支援を受けられるということになっているのか。

(事務局)

そのとおりである。国土交通省の支援を受けられる条件の一つに、歴史的風致形成建造物であることが盛り込まれている。

(安委員)

歴史的風致形成建造物の指定の手続きを再度確認したい。

(事務局)

歴史的風致形成建造物の指定は、所有者の意見聴取に加え、市教育委員会の意見聴取を行い、それを踏まえ市町村が指定を行うこととなっている。

(山崎(達)会長)

それでは、歴史的風致維持向上計画（第2期）変更（案）について、ご承認いただいてよろしいか。

一同、承認

3) 金沢市歴史的風致活用国際観光整備計画（案）について …（資料3）

～事務局より説明～

一同、承認

閉会